お知らせ

団体総合生活補償保険「医療型」にご加入の皆さまへ

『退職者等移行制度』のご案内

申出期限　2024年2月2日（金）
保障開始　2024年3月1日（金）
※年1回（毎年3月1日）、移行可能です

〈退職者等移行制度〉とは
健康状態等の告知なし（条件あり）で **一生涯保障の医療保険（保険料が上がらない終身保障）** に移行できる制度です！

一生涯の医療保険とは

- ●三井住友海上あいおい生命の医療保険Aセレクト（医療保険（無解約返戻金型）（22）無配当）になります。
- ●団体総合生活補償保険「医療型」全ての補償を移行できるものではありませんのでご注意ください。
- ●移行前契約と移行後契約の補償（保障）は異なります。
- ●三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合があります。
- ●85歳まで移行できます。
- ●移行後契約は、2023年6月現在の商品を記載しています。

（移行制度のご利用条件）
□兵庫県学校厚生会の退職会員に加入されること
□移行前契約において継続して2年以上加入していること
□移行後契約の入院給付金日額が移行前契約の疾病入院保険金日額以下であること
□移行後契約の1回の入院についての支払限度日数が移行前契約の疾病入院保険金の1回の入院の支払限度日数以下であること等の三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たすことが必要です。移行制度のご利用にあたって、保障の範囲（保障内容、入院給付金日額等。病気に対する保障に限ります）を拡大・増額することはできません。三井住友海上あいおい生命で加入いただいている他のご契約があり、他のご契約を含めて通算した保障額が、三井住友海上あいおい生命所定の金額をこえる場合、移行制度を利用できない、または、より小さい保障額でのお引受けとなります。

＊保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。
＊生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要（移行制度専用）」・「注意喚起情報（移行制度専用）」・「ご契約のしおり・約款」・「ご契約のしおり・約款（移行制度専用）」をご覧ください。
＊会員本人のご家族を対象に加入している場合は、2023年3月2日以降、移行のタイミングが変更（縮小）されています。詳しくは取扱代理店にお問い合わせください。

制度概要

団体医療保険の加入者が退職時に三井住友海上あいおい生命の個人契約である終身医療保険に無告知で（健康状態の告知をすることなく）移行できる制度です。

団体医療保険（団体総合生活補償保険『医療型』）
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保

終身医療保険（医療保険Aセレクト）
引受保険会社：三井住友海上あいおい生命

現職時

※団体医療保険（団体総合生活補償保険『医療型』）は傷害補償（MS&AD型）・疾病補償特約がセットされた団体総合生活補償保険の販売名称です。

【団体医療保険の特長】
- ・団体割引30%適用で割安
- ・長期入院への備え
- ・うつ病などの精神障害も補償

退職時
無告知で移行
移行日

退職後

【終身医療保険の特徴】
- ・終身保障
- ・保険期間の途中で保険料が上がらない

保険期間：1年更新　　保険期間：終身

団体総合生活補償保険について：このチラシは概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

（移行前契約の引受保険会社）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
神戸支店 企業営業課
〒650-0037 神戸市中央区明石町19
TEL 050-3462-0278

（取扱代理店）
一般財団法人兵庫県学校厚生会
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34
TEL(078)331-9967

（移行後契約の引受保険会社）
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
関西営業部 神戸生保支社
〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-1-18
三井住友海上神戸ビル7階
TEL(078)331-8759

団体総合生活補償保険「医療型」　【退職者等移行制度希望書】　FAX（078）331-9910

会員番号	お名前	ご住所	連絡先

＊ご記入いただいた個人情報は、保険事業および兵庫県学校厚生会・関係法人事業のために使用します。
それ以外の目的のために使用することや、第三者に提供することはありません。

2023 - C - 0401(2023/07/25 - 2025/07/31)
（2023年6月承認）B23-100840